

# 水田関係 R 3 予算及び R 2 第 3 次補正予算等の概要

赤字：新規・拡充事項

## 水田農業の生産振興対策

<水田活用の直接支払交付金> 【当初：3,050億円】

### 1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、**麦、大豆、飼料用米**等を生産する農業者を支援。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※1 飼料用とうもろこしを含む

※2 標準単収以上の収量が**確定**だった者には、**自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援**

### 2. 産地交付金

- 各都道府県に資金枠を配分し、**地域の裁量**で「水田収益力強化ビジョン」において対象作物や単価等を設定。下表の取組等に応じて配分額を加算。

加算内容	配分単価	加算内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※3	1.2万円/10a	転換作物拡大加算※4	1.5万円/10a
そば、なたねの作付	2.0万円/10a	高収益作物等※5拡大加算※4	3.5万円/10a
新市場開拓用米の作付	2.0万円/10a		

※3 3年以上の契約

※4 地域農業再生協議会単位で算定

※5 高収益作物（野菜、果樹等）、加工用米、新市場開拓用米、飼料用とうもろこし

### 3. 水田農業高収益化推進助成

- 「水田農業高収益化推進計画」に基づく、**水田での高収益作物への転換**等を支援。

支援内容	交付単価
高収益作物の新たな導入	2.0万円/10a (3.0万円※6/10a) × 5年間
高収益作物による畑地化※7	17.5万円/10a
子実用とうもろこしの作付	1.0万円/10a

※6 **加工・業務用野菜**等の場合 ※7 R5年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援

### 4. 都道府県連携型助成

- 都道府県が**転換作物**を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの**拡大面積**に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。

<新市場開拓に向けた水田リノベーション事業> 【補正：290億円】

### 1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

- 産地と実需者が連携して輸出や加工等に取り組むプランに位置付けられた農業者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる**低コスト生産等**に取り組む場合に、取組面積に応じて支援
  - 交付単価：4万円/10a
  - 対象品目：令和3年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆
- ※ 申請内容を踏まえて審査の上、予算の範囲内で支援対象が決定される補助事業
- ※ 本事業で支援を受けた水田の面積については、R3年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、麦・大豆）及び産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除外
- ※ 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要
- ※ 本事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象外

### 2. 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

- プランに位置付けられた実需者が、輸出等の需要に応じた**加工品の生産体制の強化**や**国産原材料への切替え**のために必要となる**機械・施設の整備**を支援
  - 補助率：1/2以内

<麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト> 【当初：1億円】  
【補正：60億円】

### 1. 水田麦・大豆産地生産性向上事業

- 水田麦・大豆産地が、**団地化・生産性の向上**に向け、「**麦・大豆産地生産性向上計画**」を作成して行う以下の取組を支援。
  - ・**団地化の推進** 地域の話合い、ほ場の簡易な改修・点検等の経費を支援（面積に応じた上限額の範囲で実費を定額支援）
  - ・**営農技術等の導入** 生産性向上や需要に応じた生産に向けた**栽培技術の導入**、**品種転換**等を支援（定額：技術に応じて1.5万円/10a以内）
  - ・**機械・施設の導入** 生産性向上に必要な**機械・施設の導入**を支援（1/2以内）

### 2. 需要に応える安定供給体制の整備

- (1) **麦・大豆保管施設整備事業**  
国産麦・大豆の安定供給に向けた**保管施設の整備**を支援（1/2以内）
- (2) **麦類供給円滑化推進事業**  
国産麦の供給円滑化に向け産地・実需の一時保管経費等を支援（定額、1/2以内）
- (3) **麦類利用拡大推進事業**  
国産麦の商品開発、マッチング等を支援（定額、1/2以内）

## 経営所得安定対策

畑作物の直接支払交付金  
(ゲタ対策) 【所要額：1,986億円】

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金  
(ナラシ対策) 【所要額：655億円】

## 国産農産物等の販売促進対策

- 新型コロナの影響で販路を失った生産者、加工業者等の**販売促進・販路の多様化**等の取組を支援 【補正：250億円】

# 令和3年産 水田活用の直接支払交付金(産地交付金) 県段階

1/14時点の案です。取扱注意でお願いします。



- 【助成単価】 **8,000円**／10a 以内
- 【対象者】 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者であること 等
- 【対象面積】 飼料用米を作付けた面積
- 【留意点】 県内の畜産農家、JA・全農兵庫県本部、飼料メーカー等へ出荷・販売を行う取組であること



- 【助成単価】 **4,000円**／10a 以内
- 【対象者】 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者であること 等
- 【対象面積】 飼料用米を作付けた面積のうち、多収品種の導入に取組む面積
- 【留意点】 多収品種を導入し、飼料用米の作付に取組むこと



- 【助成単価】 **10,000円**／10a 以内
- 【対象者】 加工用米を生産する農業者等
- 【対象面積】 加工用米を作付けた面積
- 【留意点】 下記に掲げる取組を1つ以上行っている必要があります。
- ①種子更新を行っているもの
  - ②県内の加工業者と契約を締結しているもの
  - ③加工用米の作付面積が1.0\*ha以上
- ※特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は1/2とする。
- ④兵庫県認証食品の認証を受けているもの



- 【助成単価】 **12,000円**／10a 以内
- 【対象者】 加工用米を生産する農業者等
- 【対象面積】 加工用米を作付けた面積のうち、複数年(3年以上)契約に取組む面積
- 【留意点】 3年以上の複数年契約の取組を対象



- 【助成単価】 **5,000円**／10a 以内
- 【対象者】 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者であること
- 【対象面積】 輸出など内外の新市場の開拓を図る米を作付けた面積
- 【留意点】 輸出向け日本酒の原料用米は対象外



【助成単価】 **18,000円／10a** 以内

【対象者】 農業法人、認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者

【対象面積】 施設野菜の作付面積（2.5a以上）



【助成単価】 **6,000円／10a** 以内

【対象者】 農業法人、認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者

【対象面積】 露地野菜の作付面積（10a以上）

### 国段階で予定されている取組



【助成単価】 **12,000円／10a** 以内

【対象者】 複数年（3年以上）契約により、飼料用米又は米粉用米の生産に取り組む農業者等

【対象面積】 複数年（3年以上）契約により、飼料用米又は米粉用米を作付けた面積



【助成単価】 **20,000円／10a** 以内（※基幹作のみ）

【対象者】 そば・なたね（油糧用）を生産する農業者等

【対象面積】 そば・なたね（油糧用）を作付けた面積



【助成単価】 **20,000円／10a** 以内（※基幹作のみ）

【対象者】 新市場開拓用米を生産する農業者等

【対象面積】 内外の新市場の開拓を図る米を作付けた面積

### 県段階産地交付金 留意事項

● 「加工用米（結びつき強化支援）」以外のメニューは、水田リノベーション事業と重複して交付金の対象とすることはできません。

産地交付金については現在、検討中の内容であり、助成単価や要件に変更がある場合があります。

#### 産地交付金の内容に関するお問い合わせ先

兵庫県農政環境部農業経営課

集落農業活性化班経営構造対策担当

電話 078-362-3409(直通)

## 令和3年産戦略作物等の作付への支援について

新需要に対応する戦略作物の生産に取り組む生産者(産地)を支援するため、従来の「水田活用の直接支払交付金」に加え、新たに「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」(以下、「水田リノベーション事業」)が創設されました。支援の対象となる場合、農業者への交付単価は、従来の「水田活用の直接支払交付金」による支援と比べて有利なものです。需要拡大が期待される作物の生産の推進に向けて、新事業の活用を御検討ください。

### 1 事業(「水田リノベーション事業」のうち「実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業」)を活用した場合の農業者への交付単価(従来メニューとの比較)

(単位:万円/10a)

品目	国 (水田リハ)	県 (産地交付金)	小計	+	市町 (産地交付金)	=	合計 (国+県+市町)
加工用米(複数年契約)	4.0	1.2	5.2	+	市町(産地交付金)	=	合計(国+県+市町)
加工用米(単年)		-	4.0				
新市場開拓用米(輸出日本酒用)		-	4.0				
新市場開拓用米(主食用)		-	4.0				
麦		-	4.0				
大豆		-	4.0				
高収益作物(施設野菜)		-	4.0				
高収益作物(露地野菜)		-	4.0				

※飼料用米は事業の対象外。

※県産地交付金の単価はR03.1.14現在の案。

※市町(産地交付金)部分については、各地域再生協議会にお問い合わせください。

### 【比較;従来の「戦略作物助成及び産地交付金(国)」(以下、「戦略作物助成等」)を活用する場合】

(単位:万円/10a)

品目	国 (戦略作物助成等)	県 (産地交付金)	小計	+	市町 (産地交付金)	=	合計 (国+県+市町)
加工用米(複数年契約)	2.0	2.2	4.2	+	市町(産地交付金)	=	合計(国+県+市町)
加工用米(単年)	2.0	1.0	3.0				
新市場開拓用米(輸出日本酒用)	2.0	-	2.0				
新市場開拓用米(主食用)	2.0	0.5	2.5				
麦	3.5	-	3.5				
大豆	3.5	-	3.5				
高収益作物(施設野菜)		1.8	1.8				
高収益作物(露地野菜)		0.6	0.6				
飼料用米(複数年契約)	6.7~11.7	0.8~1.2	7.5~12.9	+	市町(産地交付金)	=	合計(国+県+市町)
飼料用米(単年)	5.5~10.5	0.8~1.2	6.3~11.7				

※県産地交付金の単価はR03.1.14現在の案。

※市町(産地交付金)部分については、各地域再生協議会にお問い合わせください。

### 2 事業の概要

#### (1) 支援内容

対象作物について、産地と実需者の連携に基づいた、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積等に応じて支援。(交付単価:4万円/10a)

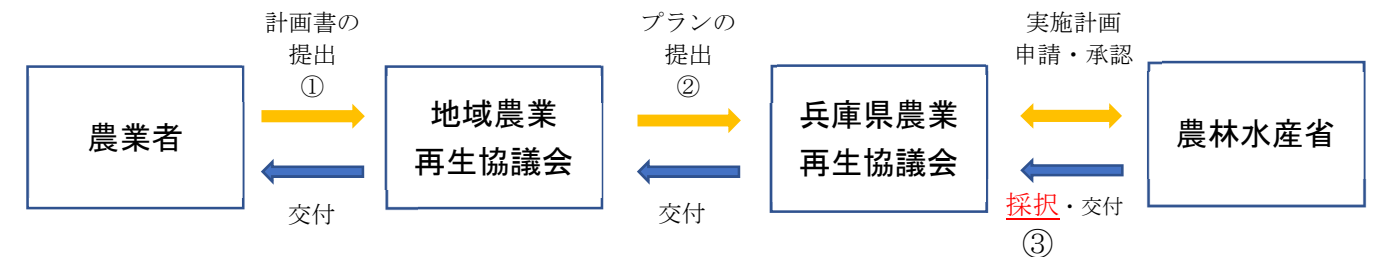
#### (2) 対象者

「水田活用の直接支払交付金」の交付対象となる水田で対象作物を生産する販売農家・集落営農

#### (3) 対象作物

令和3年産(基幹作)の加工用米、新市場開拓用米、  
麦・大豆【加工用、輸出用】、高収益作物(野菜等)【加工・業務用、輸出用】

#### (4) 事業の流れ等



① 事業利用を希望する農業者は、「水田リノベーション事業 取組計画書」を作成し、地域再生協議会に提出。計画書には、以下の内容を記入。

- ア 取組品目・面積
- イ 契約締結済(又はその予定)の実需者(販売契約書の写し又は契約の計画書を添付)
- ウ 低コスト生産等の取組(リストの中から3つ以上選択。新たな取組である必要はない。)

② 地域農業再生協議会は、提出された①の計画書を品目毎にとりまとめ、「水田リノベーション産地・実需協働プラン」を作成し、県協議会に提出。

③ 提出された全国のプランから、予算の範囲内で、品目毎に、ポイントの高いものから順に採択。

#### 〈注意点〉

※1 本事業の支援対象となった面積は、令和3年度「水田活用の直接支払交付金」の戦略作物助成等の対象面積から除かれます。

※2 本事業に不採択の場合、従来の戦略作物助成等の交付を受けることができます。



(5) 主なQ & A

Q1. 新たに拡大した面積のみ対象となるのか？

→ 既に実施しているところも含め、低コスト生産等の取組を実施する全ての面積が対象です。

Q2. 要望調査から交付決定までの間に、取組面積が変わってもよいのか。

→ 取組面積は採択審査に関わるものであることから、自然災害等のやむを得ない事態が生じた場合を除き、原則として変更は認めません。

Q3. 実需者の定義は？

→ 食品製造業者や外食・中食業者など、加工等によって付加価値を与え、実際の需要を生み出す者をいいます。流通事業者であっても、カットや皮むきなどの加工を業として行う場合は実需者に含まれます。また、麦の製粉・精麦業者は実需者に含まれます。

Q4. 実需者との契約はいつまでに締結する必要があるのか？

→ 遅くとも5月30日までに契約を締結し、契約書の写しを送付する必要があります。

Q5. 加工向けとは具体的に何を指すのか？

→ 麦は全て対象。大豆は豆腐・味噌や惣菜・菓子等用に出荷するもの。高収益作物(野菜等)はカットや皮むき等向けに出荷するもの(給食用も含みます)。

3 今後のスケジュール

	水田リノベーション事業	戦略作物助成・産地交付金
R3年 1月14日(木) 15日(金)	地域協議会等研修会 県協議会→地域農業再生協議会へ要望調査開始	県産地交付金メニュー案の提示
2月8日(月)	要望調査仮報告締切り (地域農業再生協議会→県協議会)	
2月22日(月)	要望調査締切り (地域農業再生協議会→県協議会)	
3月上旬～	事業計画(案)の審査・採択 国→県協議会→地域農業再生協議会へ通知	
4月上旬～ (※以下、予算の繰越しがあった場合には4月上旬以降の可能性あり)	事業実施計画の申請 地域農業再生協議会→県協議会→国へ申請 事業実施計画の承認 国→県協議会→地域農業再生協議会へ通知 補助金の割当・交付申請・交付決定 国→県協議会→地域農業再生協議会間で手続き 補助金の交付 地域農業再生協議会→国→県協議会	●交付申請書、営農計画書等の受付 ～6月下旬
R4年 3月末まで	実施状況報告書の提出 地域農業再生協議会→県協議会→国	

※農業者からの提出締切りは、各地域再生協議会にお問い合わせください。

「水田リノベーション事業」には機械・施設導入への支援もあります！（「需要創出・拡大整備支援事業」）

- 支援内容：輸出向け加工品の生産体制強化や国産原材料への切替えに必要な機械・施設の整備を支援（例：輸出拡大のために必要な集荷・貯蔵施設等）【補助率1/2以内】
- 対象者：プランに参画する実需者（農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)又はコメ海外市場拡大戦略プロジェクト(KKP)に加入していること)
- 要件：整備する施設において出荷する加工品等の原料農産物のうち、プランに参画する農業者が生産する農産物の割合が目標年度において50%以上であること 等

(4) 事業の流れ：



※スケジュールは左記3と同じ。

麦・大豆には、さらに取組に応じた面積払いや機械・施設の導入支援等があります！

（「水田麦・大豆生産性向上事業」）

- 支援対象者：農業者の組織する団体\*、地域再生協議会  
※受益農業従事者(原則年間150日以上) 5名以上
- 採択要件：県が「麦・大豆生産性向上計画」、産地が「麦・大豆産地生産性向上計画」を作成していること  
地域の主食用米の減少面積が麦・大豆の増加面積と等しいまたは上回っていること 等
- 支援内容：
  - 話し合い等を通じた団地化の推進経費：団地化の推進に必要な話し合い、ほ場の簡易な改修・点検などにかかる費用を実費で支援。(上限額：50ha未満50万円等)
  - 営農技術等の導入：課題解決に向け、新たに営農技術を導入する面積に応じて支援。  
(交付単価：導入する営農技術の単価に応じ、2,000～15,000円/10a)
  - 機械・施設の導入：生産性向上に必要な機械・施設の購入・リースを支援。  
(補助率1/2以内、5,000万円未満の機械・施設が対象。)
 ※ポイントの高い順に採択。

【麦・大豆生産に係る助成制度をフルに活用した収入の試算】

(単位：円/10a)

	ゲタ対策	水田フル活用予算	小計	+	市町 産地交付金	+	水田麦・大豆生産性 向上事業のうち②
小麦	36,700 <sup>※1</sup>	水田リノベーション事業 40,000	76,700	+	設定されて いる単価	+	2,000～15,000
		戦略作物助成等 35,000	71,700				
大豆	27,000 <sup>※2</sup>	水田リノベーション事業 40,000	67,000	+	設定されて いる単価	+	2,000～15,000
		戦略作物助成等 35,000	62,000				

※1：収量250kg/10a、数量払1等・Aランク8,810円/60kgを想定。 ※2：収量150kg/10a、数量払1等10,830円/60kgを想定。

問合せ先は、**まずは各地域再生協議会へ**。なお、以下の機関でも対応しています。

- 水田リノベーション事業のうち実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業  
農業経営課 集落営農活性化班 経営構造対策担当：小濱・山田竜也 (TEL:078-362-3409)
- 水田リノベーション事業のうち需要創出・拡大整備支援事業、水田麦・大豆生産性向上事業  
農産園芸課 農産班：上田・山田あゆみ (TEL:078-362-3494)

# 【参考】水田リノベーション事業（低コスト生産等支援事業）の加点の考え方

## ①【〇〇市で大豆を申請する場合のポイントの考え方（面積の小さな産地の場合）】

水田リノベーション事業を活用し、〇〇市で大豆を申請する場合。

<配点ポイント表（抜粋）>

<想定条件>

- ・申請農業者：大豆生産者5名（R2作付面積・R3取組面積は以下1のとおり）
- ・市全体の主食用米作付面積：以下2のとおり

### 1. 水田リノベーション事業申請農業者（大豆）：5名と想定

申請農業者	R2年度作付面積	R3年度における低コスト生産等の取組面積	R3年度における低コスト生産等の取組面積/令和2年度の作付面積
A氏	5	5	
B氏	7	10	
C氏	10	20	
D氏	13	20	
E氏	15	20	
合計	50	75	150%

### 2. 市全域の主食用米・大豆の作付面積（想定）

市全域	R2年度	R3年度（予定）	主食用米削減面積	主食用米削減割合
主食用米作付面積	300	280	20	7%
大豆作付面積	80			

	麦【加工】	大豆【加工】	
いずれかを選択	(1) 令和3年度における低コスト生産等の取組面積	ア 250ha以上 12 イ 200ha以上~250ha未満 10 ウ 150ha以上~200ha未満 8 エ 100ha以上~150ha未満 6 オ 50ha以上~100ha未満 4 カ 50ha未満 2	
	(2) 令和3年度における低コスト生産等の取組面積/令和2年度の作付面積	ア 300%以上 12 イ 200%以上~300%未満 10 ウ 150%以上~200%未満 8 エ 100%以上~150%未満 6 オ 75%以上~100%未満 4 カ 75%未満 2	
	いずれかを選択	(3) 令和2年度から令和3年度の主食用米作付削減面積（地域農業再生協議会単位）	ア 50ha以上 6 イ 40ha以上~50ha未満 5 ウ 30ha以上~40ha未満 4 エ 20ha以上~30ha未満 3 オ 10ha以上~20ha未満 2 カ 0ha超~10ha未満 1
		(4) 令和2年度から令和3年度の主食用米作付面積削減割合（地域農業再生協議会単位）	ア ▲10%以上 6 イ ▲8%以上~10%未満 5 ウ ▲6%以上~8%未満 4 エ ▲4%以上~6%未満 3 オ ▲2%以上~4%未満 2 カ ▲0%超 ~2%未満 1
		該当する場合	(5) 加算ポイント

点数の高い方を  
選択し、加点  
この想定の場合、  
左表実線囲みの  
条件での加点が  
有利

〇〇市として輸出に取組む構  
想があり、その旨をプランに  
記載している場合、加点  
今回の想定では、加点なしと  
仮定

対象品目の面積が小さい産地は、採択ポイントは割合で加点した方が有利

合計  
8点+4点=12点

② 【〇〇市で大豆を申請する場合のポイントの考え方（面積の大きな産地の場合）】

水田リノベーション事業を活用し、〇〇市で大豆を申請する場合。

<想定条件>

- ・申請農業者：大豆生産者5名（R2作付面積・R3取組面積は以下1のとおり）
- ・市全体の主食用米作付面積：以下2のとおり

1. 水田リノベーション事業申請農業者（大豆）：5名と想定

申請農業者	R2年度作付面積	R3年度における低コスト生産等の取組面積	R3年度における低コスト生産等の取組面積/令和2年度の作付面積
A氏	20	25	
B氏	30	45	
C氏	35	50	
D氏	45	55	
E氏	55	75	
合計	185	250	135%

2. 市全域の主食用米・大豆の作付面積（想定）

市全域	R2年度	R3年度（予定）	主食用米削減面積	主食用米削減割合
主食用米作付面積	5,000	4,950	50	1%
大豆作付面積	300			

<配点ポイント表（抜粋）>

	麦【加工】	大豆【加工】
いすれかを 選択	(1) 令和3年度における低コスト生産等の取組面積	ア 250ha以上 12
		イ 200ha以上~250ha未満 10
		ウ 150ha以上~200ha未満 8
		エ 100ha以上~150ha未満 6
		オ 50ha以上~100ha未満 4
いすれかを 選択	(2) 令和3年度における低コスト生産等の取組面積/令和2年度の作付面積	ア 300%以上 12
		イ 200%以上~300%未満 10
		ウ 150%以上~200%未満 8
		エ 100%以上~150%未満 6
		オ 75%以上~100%未満 4
いすれかを 選択	(3) 令和2年度から令和3年度の主食用米作付削減面積（地域農業再生協議会単位）	ア 50ha以上 6
		イ 40ha以上~50ha未満 5
		ウ 30ha以上~40ha未満 4
		エ 20ha以上~30ha未満 3
		オ 10ha以上~20ha未満 2
いすれかを 選択	(4) 令和2年度から令和3年度の主食用米作付面積削減割合（地域農業再生協議会単位）	ア ▲10%以上 6
		イ ▲8%以上~10%未満 5
		ウ ▲6%以上~8%未満 4
		エ ▲4%以上~6%未満 3
		オ ▲2%以上~4%未満 2
該当する 場合	(5) 加算ポイント	中長期的に輸出に取り組む面積（構想）をプランに記載する場合 ア R7年度までに輸出 5 イ R12年度までに輸出 3

点数の高い方を選択し、加点  
この想定の場合、左表実線囲みの条件での加点が有利

〇〇市として輸出に取り組む構想があり、その旨をプランに記載している場合、加点  
今回の想定では、加点なしと仮定

対象品目の面積が大きい産地は、採択ポイントは面積で加点した方が有利

合計

12点+6点=18点